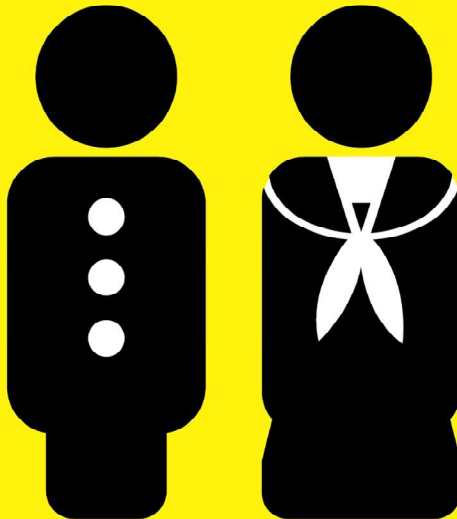


# 消費者トラブルや 悪質商法にご注意ください



## 除毛剤のトラブルに注意！

～使用方法とともに、契約内容も必ず確認～

「インターネット通販で購入した除毛クリームを使ったところ、顔や腕に発疹ができた」、「SNSを見て買った除毛クリームが定期購入で、解約を申し出ると、5回購入が条件だと断られた」といった、若者からの除毛剤等に関する相談が全国の消費生活センターに多く寄せられています。

除毛剤は**医薬部外品**に分類されており、顔には使用できないことなど使用上の注意に記載されています。また、相談内容のほとんどは**通信販売で定期購入した事例**であり、**1回目の購入金額は、未成年でも小遣い程度で購入できる安価に設定されている**ことがほとんどですが、**中途解約が難しい場合や追加支払いを請求される場合**もあります。

除毛剤等を購入・使用する際には、

- ・用法・用量や使用上の注意をきちんと守る！
- ・1回限りか、2回目からはいくらか、解約方法など、契約内容は購入前に必ず確認！

困ったとき、  
心配になったときは、  
消費者ホットライン

い や や  
**188**

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口を  
ご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

徳島県「成年年齢引下げ」特設WEBサイト



開設しました！  
ぜひご覧ください

徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地  
アミコビル東館7階  
TEL(相談受付):088-623-0110

ホームページはコチラ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

